

令和4年度 佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度佐倉市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年11月28日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		19,661	△2,000	17,661
	1 繰入金	19,661	△2,000	17,661
歳入合計		22,321	△2,000	20,321

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		18,784	△2,000	16,784
	1 施設管理費	18,784	△2,000	16,784
歳出合計		22,321	△2,000	20,321

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業特別会計関係の令和5年度通年業務(農政課)	令和4年度～令和5年度	1,888